

戸田市男女共同参画推進委員会委員応募票

令和8年10月 日

次のとおり、戸田市男女共同参画推進委員会委員に応募します。

住 所	〒 —	
※ 市外在住の方はご記入ください。		
※勤務先・学校	名 称： 所在地：戸田市	
ふりがな		性 別
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)※令和8年12月22日現在	
電話番号 (日中連絡がつくもの)		
メールアドレス		
応募動機		

※ 令和8年10月30日(金)必着で郵送、メール、窓口持参のいずれかの方法で提出してください。

※ 裏面の注意事項を必ずご確認ください。

※ 記載いただいた個人情報、委員会以外の事務で使用することはありません。

《お問い合わせ・申込先》

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当

住所：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話：048(291)8617(直通)

メール：community@city.toda.saitama.jp

【応募に係る注意事項】

次のいずれかに該当するときは、戸田市男女共同参画推進委員会委員（以下「公募委員」という。）として認められませんので、ご注意ください。

- （1）令和8年12月22日において18歳未満の者
- （2）戸田市男女共同参画推進条例第2条に定義されている「市民」の範囲外の者

※男女共同参画推進条例 第2条

この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- （2）市民 市内に居住、通勤、通学する者をいいます。

- （3）公募委員として、中立性及びその品位を損なうおそれのあるとき。
- （4）公募委員の地位を利用し、政治活動又は宗教活動を行うおそれのあるとき。
- （5）公募委員として、公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- （6）社会的信用を失墜するような行為のあったとき。
- （7）申込内容を偽り、又は誤りを知りながら訂正せず申込みを行ったとき。
- （8）戸田市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)に基づき委員として妥当でないとき。
- （9）その他公募委員として妥当でないと市長が認めるとき。

【選考方法及び結果について】

書類及び面接による選考を実施いたします。

選考の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※選考結果については、ご応募いただいた全員に通知にてご連絡いたします。